

ID: 1013

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	百貨店等の敷地と道路との関係に係る特例の認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	山口県建築基準条例 第18条ただし書		
例規番号	昭和47年 山口県条例第42号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(百貨店等の敷地と道路との関係)</p> <p>第18条 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗(これらの床面積の合計が1,500平方メートル以内であるものを除く。以下「百貨店等」という。)の用途に供する建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員4メートル以上の2以上の道路に当該敷地の外周の長さの4分の1以上接しているもの</p> <p>(2) 幅員6メートル以上の道路に当該敷地の外周の長さの6分の1以上接しているもの</p> <p>(3) 幅員4メートル以上の2以上の道路に接し、かつ、当該接する道路の一部が幅員6メートル以上である場合において、幅員4メートル以上の道路に接する部分の長さに幅員6メートル以上の道路に接する部分の長さの2分の1に相当する数を加算して得た数が、当該敷地の外周の長さの4分の1以上であるもの</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日